

西都児湯全市町村から事業者のみなさまへごみ排出のお願い

事業系一般廃棄物(可燃ごみ)

紙類	分別して資源回収業者へ リサイクル	段ボール 雑誌 新聞 など
古布	衣類・布 など リサイクル	剪定枝 木製品 など
生ごみ	調理残渣・残飯 食べ残し・売れ残り など	
リサイクルできない紙ごみ	感熱紙 写真 汚れた紙 など	

○紙類や古布は資源として、できるだけリサイクルしてください。

○製造業など特定の事業に伴う場合は、産業廃棄物になります。

西都児湯クリーンセンターへ搬入可能なごみ

事業所のある市町村が許可した一般廃棄物収集運搬業者へ委託

西都児湯クリーンセンターへの、排出事業者による直接搬入はできません。

リサイクルできない紙ごみの例

産業廃棄

- ・ラミネート加工紙
- ・マスク(化学繊維)
- ・ガムテープ(素材が紙製以外)
- ・合成紙(ツルツルしている光沢のある紙)
- ・紙に粘着テープ等が付着しているもの
- ・サンドペーパー など

事業系一般廃棄

- ・絵の具の付いた紙
- ・付箋紙
- ・汚れた紙
- ・感熱紙(レシート等)
- ・濡れた紙(極力濡らさないようにして資源へ)
- ・圧着はがき
- ・マスク(天然繊維)
- ・ガムテープ(紙製)

産業廃棄物(不燃ごみ等)

プラスチック類	弁当の容器 ビニール袋 プラスチック製品 ラップ類・トレー 梱包バンド(PPバンド) など ※汚れが付着していても、一般廃棄物ではありません。産業廃棄物として処理してください。
びん・缶・ペットボトル	びん 缶 ペットボトル
金属類	刃物・はさみ アルミホイル スプレー缶・ガス缶 など
ガラス・陶磁器類	コップ 植木鉢 茶碗 蛍光灯 など
廃油	食用油 エンジンオイル など
電池	電池 充電式電池 など
その他	ロッカー 机・椅子 エアコン パソコン など

○宮崎県が許可した産業廃棄物収集運搬業者へ委託などをし、できるだけリサイクルしてください。

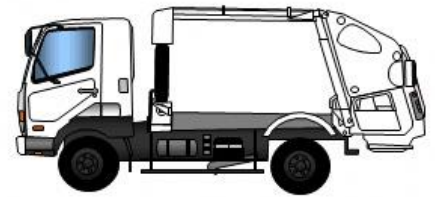
産業廃棄物は西都児湯クリーンセンターに搬入できません。

※産業廃棄物が一般廃棄物に混入しないよう、適正に分別してください。

産業廃棄物収集運搬業者へ委託

令和3年4月からの分別ルール

西都児湯クリーンセンターでの受入可能な一般廃棄物は、**生ごみ**(食料品製造業は除く)及び、**リサイクルできない紙ごみ、剪定枝・木製品**(建設業、木材製造業、木製品製造業等に係るものを除く)のみとなります。



事業系ごみ処理のポイント



*お店や事務所から出るごみは、どんなに少量であっても、ごみ集積所に出すことはできません。

店舗兼住宅の個人商店などでも、**家庭ごみ**と**お店や事務所などのごみ**をきちんと分けて、出さなければなりません。

お客さんや従業員が出したごみも、事業系ごみの分別ルールに従ってください。

古紙類等の資源物については、**再資源化**に努め、**事業系ごみの適正な処分**を心がけましょう。



店舗兼住宅

◆家庭ごみ

ごみ集積所へ



◆事業所などのごみ

許可業者に収集委託



ごみの分類

廃棄物(ごみ)

廃棄物は、家庭から排出される「**家庭ごみ**」と事業所から排出される「**事業系ごみ**」に分けられます。

事業系廃棄物（事業系ごみ）

事業活動に伴って排出されるごみです。
事業者の責任で処理してください。

家庭系廃棄物（家庭ごみ）

一般家庭から排出されるごみです。

産業廃棄物

法令で定められた20種類の廃棄物

事業活動に伴い排出される廃棄物のうち、素材がプラスチック・金属・ゴム・ガラスであるものはすべて産業廃棄物に該当します。

事業所における産業廃棄物の例

- ・プラスチック類(プラスチック箱、ビニール等)
- ・商品を梱包していたビニール袋や梱包用PPベルト
- ・蛍光灯・電球・ガラス製品・陶器製品
- ・看板や標識等(プラスチック・金属・ガラス・陶器製)
- ・スチール製の机・椅子・棚等

リサイクルできるもの

～ごみは減量できます～
再生利用が可能なものは、分別してできるだけ資源としてリサイクルしましょう。

事業系一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物以外のものが一般廃棄物となります。

⑩業種によっては産業廃棄物となるものがあります。

事業系一般廃棄物の例

- ・事業所、商店等から出る紙屑・茶殻等の雑ごみ
- ・飲食店から出る残飯・厨芥類等
- ・おろし小売業から出る野菜くず・魚介類等
- ・板きれ、竹、草木等
- ・事業所、商店等で使用していた木製の机・椅子・棚等